

在宅医療及び医療・介護連携に関する ワーキンググループにおける とりまとめ（案）について

岡山県 医療推進課

ワーキンググループについて

在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ開催要綱より抜粋

【目的】

○85歳以上の高齢者の増加等に伴う在宅医療の需要の増加が見込まれる中、質の高い在宅医療を効率的に提供できる体制を構築するため、多職種での連携や介護との連携を含めた今後の在宅医療の在り方について、介護保険事業（支援）計画および障害福祉計画等の関連する計画と整合性を確保しながら検討する必要がある。

○本ワーキンググループは、医療計画における在宅医療及び医療・介護連携の推進等に向けて必要な事項について議論することを目的に開催するものである。

【検討事項】

- (1) 医療計画における在宅医療及び医療・介護連携の体制整備の取組
- (2) その他在宅医療及び医療・介護連携に係る施策の実施に必要な事項

とりまとめ（案）について

- 1 在宅医療の提供体制について
- 2 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」
及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について
- 3 ICTの活用等を通じた多職種連携・生産性向上の取組について
- 4 介護との連携について
- 5 災害の発生に備えた在宅医療のあり方について

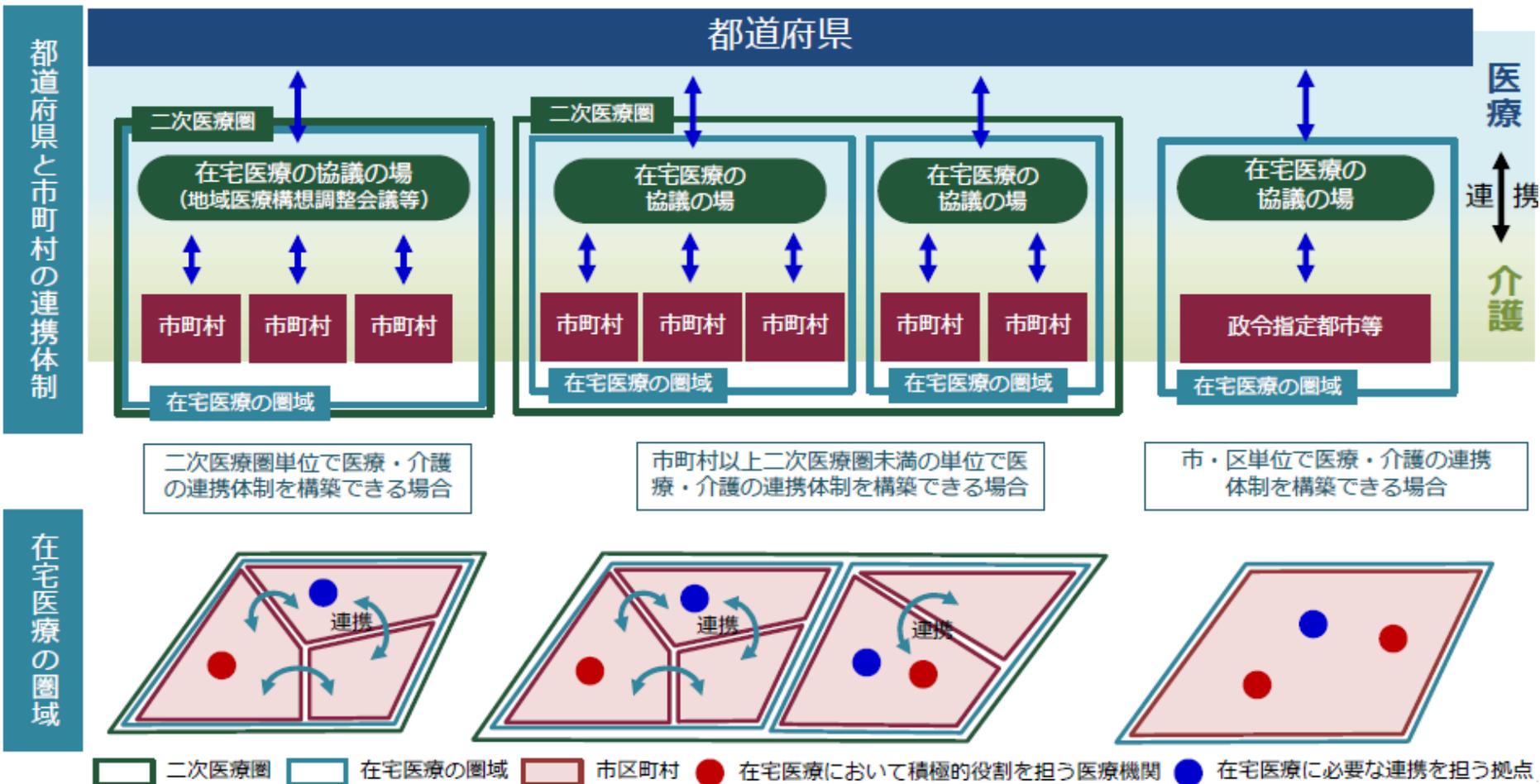
1 在宅医療の提供体制について

(1) 背景及び課題

- ・在宅医療については、今後、医療と介護の複合的なニーズを有する85歳以上の高齢者が増えることを背景に、在宅医療の需要が増加することが見込まれている。
- ・加えて、例えば小児や医療的ケア児などに対する在宅医療など、市町村等の単位では完結が困難となるような患者も増加しており、こうした患者が引き続き地域において生活できるよう、在宅医療は重要な役割が期待されている。
- ・他方、現に人口規模の小さな市町村において在宅療養支援病院・在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションがない地域が存在するところ、在宅医療の提供状況については地域差があり、今後の従事者の減少も踏まえた効率的な提供体制が必要となる。
- ・こうした中、第8次医療計画においては、在宅医療の圏域について、従来の二次医療圏にこだわらず、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の配置状況や地域包括ケアシステムの状況も踏まえ、市町村単位や保健所圏域等の地域の医療・介護資源等の実情に応じて弾力的に設定することとされた。

在宅医療の圏域の設定単位の考え方

- 在宅医療の圏域は、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」や「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の配置状況や、地域包括ケアシステムの観点も踏まえた上で、医療資源の整備状況や介護との連携の在り方が地域によって大きく変わることを見出し、従来の二次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制（重症例を除く）や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、市町村単位や保健所圏域等の地域の医療及び介護資源等の実情に応じて弾力的に設定する。



1 在宅医療の提供体制について

・また、以下のように、在宅医療の提供体制や在宅医療の圏域の設定の考え方について意見があった。

主な意見

・医療・介護の資源が乏しく、人材の確保も困難な地域については、病院の医師が診療の合間に訪問診療を提供しており、患者から在宅医療のニーズがあっても入院で対応せざるを得ない場合もある。また、地域の薬局や介護事業所における在宅対応にも限界がある地域もある。このため、在宅医療の対応が可能な医療従事者の確保に加え、在宅医療に関わる多職種の連携体制の構築を目的とした各都道府県における対策が必要ではないか。

・現行の「在宅医療の体制構築に係る指針」において、都道府県は、在宅医療提供体制を構築するに当たって、「退院支援」「日常の療養支援」「急変時の対応」「看取り」といった在宅医療に求められる医療機能を明確にして、圏域を設定することとされており、設定された在宅医療の圏域の単位として、二次医療圏が最も多く活用されている現状があるが、介護と在宅医療との連携を考慮し、市町村単位等（人口規模の小さな市町村では複数の市町村をまとめる場合も含む）での圏域の設定を検討する必要性があるのではないか。

1 在宅医療の提供体制について

(2) 第8次医療計画（後期）に向けた対応について

・医療資源等が限られ、在宅医療を24時間提供する体制の構築が困難な地域においては、在宅医療の需要等も踏まえながら、主治医のみによる往診等を必ずしも前提とせず、夜間・休日における輪番制による対応や、在宅療養支援病院以外も含めた病院による往診・訪問診療の提供、また、地域における急変時の受入病床の明確化等の取組を推進することや、在宅医療を支える歯科診療所、訪問看護事業所、地域連携薬局を含む薬局、高齢者施設等の関係機関等とともに、地域で面として在宅医療の提供を支える体制の整備を進めることが必要である。

(中略)

・また、訪問診療・往診や訪問看護に加え、歯科医療、薬学的管理・指導、栄養管理、リハビリテーション等について、患者の状態に応じて適切に提供されることが必要であり、在宅医療提供体制の構築に当たっては、多職種との連携についても、あわせて検討することが重要である。

2 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について

<在宅医療において積極的役割を担う医療機関>

・「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」については、第6次医療計画の策定に向けた「在宅医療の体制構築に係る指針」において、多職種連携を図りつつ、24時間体制で在宅医療を提供できる体制の確保に寄与する医療機関として、各都道府県が医療計画に位置づけることが望ましいと規定していたところ、第8次医療計画の策定に向けた現行の「在宅医療の体制構築に係る指針」から、各都道府県は「医療計画に位置づけること」とした。

・都道府県において、令和6年度の状況として、全国で11,309か所の医療機関等が「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」に位置づけられており、その内8,350か所（全体の73.8%）は機能強化型を含む在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所、在宅療養後方支援病院を含む病院・診療所であった。一方で、一部の都道府県において、2,959か所で病院・診療所以外の機関が位置づけられていた。「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」について、自ら24時間在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援等を担うことが求められているところ、今後は、適切に病院・診療所を位置づける必要がある。

2 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について

<在宅医療に必要な連携を担う拠点>

・「在宅医療に必要な連携を担う拠点」については、第6次医療計画の策定に向けた「在宅医療の体制構築に係る指針」指針において、「多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制を図ること」を目標として各都道府県において位置づけることが望ましいと規定されたが、第8次医療計画の策定に向けた現行の「在宅医療の体制構築に係る指針」においては、「在宅医療に関する人材育成を行うこと」、「在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと」、「災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと」を更なる目標として追加し、各都道府県において、「医療計画に位置づける」ことを規定する対応を行った。

・「在宅医療に必要な連携を担う拠点」では、病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション等や介護及び障害福祉サービスの提供状況等についての把握、地域の在宅医療における提供状況を踏まえた在宅医療の提供体制の構築のための協議の実施、連携上の課題等の抽出等を行うこととされており、さらには抽出された連携上の課題等について在宅医療に関わる関係者や都道府県等に情報連携することが重要である。

第8次医療計画における「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について

第8次医療計画へ向けた「在宅医療の体制構築に係る指針」において、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④看取りの在宅医療の4つの機能の整備に向け、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付けることとし、記載内容について整理した。また、在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携について記載した。

<「在宅医療の体制構築に係る指針」>

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機能と連携

(6) 在宅医療に必要な連携を担う拠点

前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けること。

在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要である。

また、在宅医療・介護連携推進事業の実施主体と、在宅医療に必要な連携を担う拠点とが同一となることも想定される。さらに障害福祉に係る相談支援の取組との整合性に留意し、事前に市町村と十分に協議することが重要である。

なお、前項の在宅医療において積極的役割を担う医療機関が在宅医療に必要な連携を担う拠点となることも可能である。

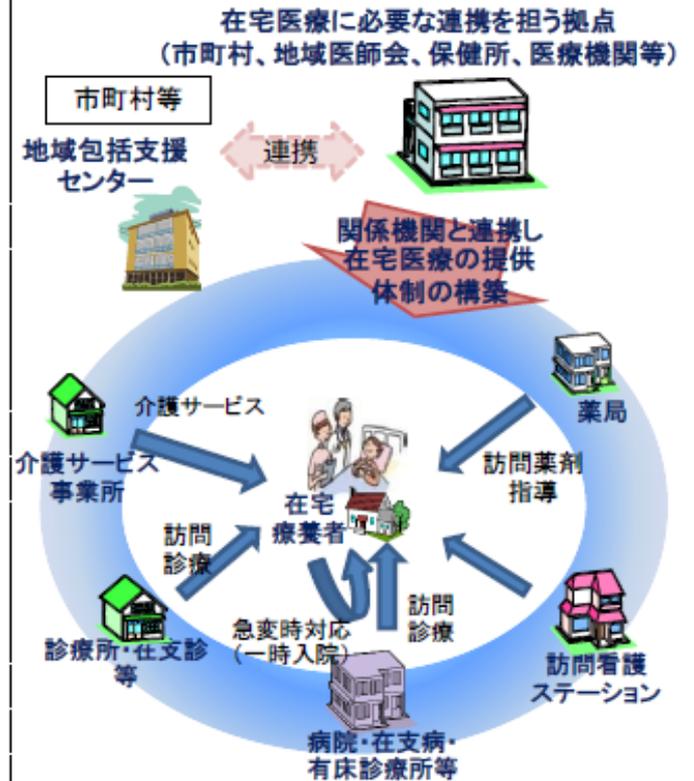
① 目標

- ・多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること
- ・在宅医療に関する人材育成を行うこと
- ・在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと
- ・災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと

② 在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項

- ・地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的で開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- ・地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するため、関係機関との調整を行うこと
- ・質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- ・在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- ・在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること

※ 赤字は第8次医療計画へ向けた指針において新たに記載された内容



【出典】「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」
(令和5年3月31日医政局地域医療計画課長通知(令和5年6月29日部改正))⁶

2 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について

(2) 第8次医療計画（後期）に向けた対応について

- ・「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」については、それぞれを位置づけること自体が目的ではなく、多職種連携を図りつつ、24時間体制で在宅医療を提供する体制を構築するために位置づけるものである。
- ・都道府県は、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」と「在宅医療に必要な連携を担う拠点」が地域で担っている役割について、定期的に把握すること。
- ・（中略）

<在宅医療において積極的役割を担う医療機関>

- ・「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」について、医療機関以外の施設等を位置づけている地域が存在することについて、「在宅医療を自ら提供」といった「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の趣旨に合致しないことから、その位置づけを速やかに見直すこと。
- ・また、現行において位置づけられている「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」が在宅医療の実態を反映したものであるかが不明確であるといった意見を踏まえた位置づけの整理が必要であること。

(2) 第8次医療計画（後期）に向けた対応について

＜在宅医療に必要な連携を担う拠点＞

・「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の趣旨等が分かりにくいとの指摘を踏まえ、第8次医療計画（後期）においては、以下について取り組むべきである。

➤今後、在宅医療の需要の増加が見込まれること等を踏まえ、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」は、地域における在宅医療の提供体制に関する協議の機会を提供し、在宅医療提供施設や職能団体等の関係者、行政の担当者が参画した「顔の見える関係」の構築を進めること。また、協議の中で、議題に応じて、介護関係者や障害福祉サービスの関係者とも連携しながら、切れ目ないサービスの提供に向けた関係者間の関係構築に努めること。

➤都道府県は、当該拠点の取組状況を在宅医療の圏域ごとに把握し、連携における課題があると考えられる地域に対しては、郡市区医師会と市町村を繋ぐ等の関係者間の関係構築に努めること。

➤また、都道府県は、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の担当者及び都道府県・市町村等の担当者の理解促進や業務の円滑な実施の観点から、「在宅医療に必要な連携を担う拠点の整備・運用に関するガイドブック」も活用し、地域の医療資源等の把握、連携上の課題の抽出等の実施状況の確認、課題解決に向けた検討を進めること。

(3) 第9次医療計画に向けた検討の進め方について

・第9次医療計画に向けては、新たな地域医療構想の議論も踏まえつつ、2040年を見据えた医療提供体制の構築に資するよう、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」と「在宅医療に必要な連携を担う拠点」のそれぞれが担うべき役割について、以下のような点について今後検討を進めるべきである。

➤「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」について、今後、在宅医療の需要の増加が見込まれる一方、医療従事者の確保が困難となることが想定される中、担うことが期待される役割や機能について、提供している在宅医療の提供やその他の役割についての実施状況等を踏まえた、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」のあり方について

➤「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に関して、すでに在宅医療・介護連携推進事業において取り組まれていることや、新たな地域医療構想において在宅医療等連携機能が医療機関機能の一つとして位置づけられることを踏まえ、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に特に求められる役割について